

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

東北財務局長

【提出日】

2020年 4 月 1 日

【中間会計期間】

第10期中(自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)

【会社名】

Spiber株式会社

【英訳名】

Spiber Inc.

【代表者の役職氏名】

取締役兼代表執行役 関山 和秀

【本店の所在の場所】

山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地 1

【電話番号】

(0235)25 - 3907(代表)

【事務連絡者氏名】

執行役 蓑田 正矢

【最寄りの連絡場所】

山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地 1

【電話番号】

(0235)25 - 3907(代表)

【事務連絡者氏名】

執行役 蓑田 正矢

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 8 期中	第 9 期中	第10期中	第 8 期	第 9 期
会計期間	自 2014年 1月1日 至 2014年 6月30日	自 2015年 1月1日 至 2015年 6月30日	自 2016年 1月1日 至 2016年 6月30日	自 2014年 1月1日 至 2014年 12月31日	自 2015年 1月1日 至 2015年 12月31日
営業収益 (千円)	-	145,833	145,833	291,666	291,666
経常損失 () (千円)	-	700,260	26,920	395,082	1,240,183
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失 () (千円)	-	734,834	322,080	437,642	1,326,307
中間包括利益又は包括利益 (千円)	-	785,346	317,803	439,899	1,376,906
純資産額 (千円)	-	3,612,650	12,287,447	3,179,546	12,605,250
総資産額 (千円)	-	5,790,627	14,288,428	4,415,734	14,886,256
1株当たり純資産額 (円)	-	215.84	589.79	208.53	606.11
1株当たり中間(当期)純損失 () (円)	-	54.56	16.33	37.44	87.66
自己資本比率 (%)	-	51.21	81.44	61.86	80.33
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	48,579	250,894	296,519	276,454
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,651,959	2,512,195	422,135	5,120,290
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,205,145	-	2,991,049	8,700,076
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	-	2,908,706	8,968,732	3,404,099	6,707,431
従業員数 (人)	-	66	116	51	67

(注) 1. 第9期より連結中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 2015年2月12日付にて普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純損失金額を算定しております。

5. 自己資本利益率については、中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であります。

8. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2013年9月13日)等を適用し、当中間連結会計期間より、「中間(当期)純損失()」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純損失()」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 8 期中	第 9 期中	第10期中	第 8 期	第 9 期
会計期間	自 2014年 1月1日 至 2014年 6月30日	自 2015年 1月1日 至 2015年 6月30日	自 2016年 1月1日 至 2016年 6月30日	自 2014年 1月1日 至 2014年 12月31日	自 2015年 1月1日 至 2015年 12月31日
営業収益 (千円)	-	145,833	145,833	291,666	291,666
経常損失 () (千円)	-	656,968	315,993	385,105	1,194,655
中間 (当期) 純損失 () (千円)	-	679,907	326,356	429,846	1,271,298
資本金 (千円)	-	2,534,580	7,326,660	2,055,330	7,326,660
発行済株式総数 (株)	-	13,739,000	19,729,100	13,100	19,729,100
純資産額 (千円)	-	3,018,182	11,684,594	2,739,589	12,010,950
総資産額 (千円)	-	4,951,958	13,473,930	3,975,252	14,050,645
自己資本比率 (%)	-	60.95	86.72	68.92	85.48
従業員数 (人)	-	64	115	51	67

(注) 1. 第 8 期については中間財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
構造タンパク質事業	116
合計	116

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

2016年6月30日現在

従業員数(名)	115
---------	-----

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。なお、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、当中間連結会計期間において研究開発フェーズにあるため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは、当中間連結会計期間において研究開発フェーズにあるため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは、当中間連結会計期間において研究開発フェーズにあるため、該当事項はありません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

6 【研究開発活動】

(1) 研究開発要素と課題

当社グループは本素材を量産化し、工業材料として普及させ、新規産業を創出するための研究開発に取り組んでいます。当社グループの研究開発は大きく分けて、分子設計（アミノ酸配列及び塩基配列の設計）、微生物発酵、精製、紡糸、製品開発の5つの要素から構成されます。分子設計は、素材の物性を分子レベルで改変するのみならず、各工程におけるコストを改善する効果を持ちます。設計した高機能かつ高生産性の分子で新規素材を開発し、製品への応用を試み、そこで得られた試験結果をもう一度分子設計に反映させるという作業を循環させることで、ユーザーニーズに応じたテーラーメイドの素材開発の実現を目指しています。

当社グループでは設立以来、この分子設計の研究開発を推進し、これまでに大量の遺伝子を設計・合成・ライブラリー化することで、物性や生産性データを蓄積してきました。当社グループでは、今後、材料のさらなる低コスト化と大規模生産プロセスの確立に加え、製品毎に異なる要求物性を付加していくことが、研究開発課題となります。

(2) 研究開発体制

当社グループでは、分子設計から製品開発までの全ての研究開発を当社内にて実施する一貫体制を構築し、研究開発を推進しています。こうした中、ノウハウ要素の強い分子設計、発酵、精製、紡糸の工程に関しては自社内もしくは限られた大学研究機関との共同研究にて、クローズドに研究開発を進め、技術を当社内に蓄積してまいりました。一方、製品開発に関しては、先端的な製品ニーズと確かな技術力を有するメーカーとの共同研究開発体制を構築し、オープンイノベーション体制で開発を推進しております。

(3) 研究開発状況

製品開発

自動車及びアパレル分野等における製品開発に取り組みました。詳細の内容については、共同研究開発パートナーとの守秘義務の関係上、記載できません。

大規模生産プロセスの開発

大規模にスケールアップ可能な微生物発酵、精製、紡糸技術の開発に取り組みました。

低コスト生産技術の開発

工業材料として普及可能な価格での展開を目指した低コスト生産技術の開発に取り組みました。主に、高生産性遺伝子の開発、低コスト培養技術の開発、低コスト精製技術の開発、及び低コスト紡糸技術の開発に取り組みました。

これらの活動に伴う当中間連結会計期間の研究開発費は、総額で695,979千円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この中間連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第9期中間連結会計期間(自 2015年1月1日 至 2015年6月30日)

単位：千円

	前連結会計年度	当中間連結会計期間	増減金額	主な増減理由
(資産)	4,415,734	5,790,627	1,374,892	主に、株式発行及び助成金の受領による現金及び預金の増加によるものであります。
(負債)	1,236,188	2,177,977	941,788	主に、助成金の受領による長期預り金の増加によるものであります。
(純資産)	3,179,546	3,612,650	433,104	主に、株式発行に伴う資本金及び資本準備金の増加、連結子会社Xpiber株式会社の株式発行による少数株主持分の増加、及び中間純損失に伴う繰越利益剰余金の減少によるものであります。

第10期中間連結会計期間(自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)

(単位：千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減金額	主な増減理由
(資産)	14,886,256	14,288,428	597,828	主に、助成金の受領による現金及び預金の増加、研究開発投資による現金及び預金の減少によるものであります。
(負債)	2,281,006	2,000,981	280,024	主に、その他の流動負債の増加によるものであります。
(純資産)	12,605,250	12,287,447	317,803	主に、親株主に帰属する中間純損失に伴う繰越利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第9期中間連結会計期間(自 2015年1月1日 至 2015年6月30日)

単位：千円

	当中間連結会計期間	主な増減理由
(営業収益)	145,833	小島プレス工業株式会社との間で締結した「包括的共同事業化契約」に関する契約金収入145,833千円によるものであります。
(営業損益)	710,903	営業収益の他、研究開発投資の積極的实施に伴う営業費用856,736千円(主に研究開発費)によるものであります。
(経常損益)	700,260	主に、営業損益によるものであります。
(中間(当期)純損失)	734,834	主に、経常損益によるものであります。

(注) 前中間連結会計期間においては中間連結財務諸表を作成していないため、前中間連結会計期間の残高及び増減金額の記載を省略しております。

第10期中間連結会計期間(自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)

(単位：千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減金額	主な増減理由
(営業収益)	145,833	145,833	-	-
(営業損益)	710,903	743,182	32,279	主に、研究開発投資の積極的实施に伴う営業費用(主に研究開発費)の増加によるものであります。
(経常損益)	700,260	26,920	673,340	営業損益の増減の他、主に、営業外収益の増加(主に助成金収入の増加)によるものであります。
(親会社株主に 帰属する中間純 損益)	734,834	322,080	412,754	経常損益の増減の他、主に固定資産 圧縮損の増加によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第9期中間連結会計期間(自 2015年1月1日 至 2015年6月30日)

単位：千円

	当中間連結会計期間	主な増減理由
(現金及び現金同等物)	2,908,706	-
(営業活動によるキャッシュ・フロー)	48,579	主に、税金等調整前中間純損失の 725,260千円及び助成金の受取額667,272千円によるものであります。
(投資活動によるキャッシュ・フロー)	1,651,959	主に、研究開発投資の積極的実施に伴う有形固定資産の取得による支出 1,691,499千円、及び関係会社株式の売却による収入39,800千円によるものであります。
(財務活動によるキャッシュ・フロー)	1,205,145	主に、株式の発行による収入955,145千円、及び少数株主からの払込による収入250,000千円によるものであります。

(注) 前中間連結会計期間においては中間連結財務諸表を作成していないため、前中間連結会計期間の残高及び増減金額の記載を省略しております。

第10期中間連結会計期間(自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)

(単位：千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減金額	主な増減理由
(現金及び現金同等物)	2,908,706	8,968,732	6,060,025	-
(営業活動によるキャッシュ・フロー)	48,579	250,894	202,315	主に、助成金収入の増加によるものであります。
(投資活動によるキャッシュ・フロー)	1,651,959	2,512,195	4,164,155	主に、定期性預金の解約による収入の増加及び有形固定資産の取得による支出の減少によるものであります。
(財務活動によるキャッシュ・フロー)	1,205,145	-	1,205,145	主に、株式の発行による収入の減少及び非支配株主からの払込による収入の減少によるものであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行(株) (2016年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2016年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,729,100	19,729,100	-	単元株式数は100株であります。
計	19,729,100	19,729,100	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

	中間会計期末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2016年8月31日)
新株予約権の数	193個 (注)1	193個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	193,000株 (注)1、2、6	193,000株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個あたり 160,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年1月1日 至 2021年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

- 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4.(1)本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。
- ア．当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ．当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ．当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
- (3)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (4)各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5)行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単位あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。
- (6)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。
- (7)新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (8)その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5.(1)当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2)新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3)当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ・ 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ・ 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ・ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ・ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ・ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

	中間会計期末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2016年8月31日)
新株予約権の数	140個 (注)1	140個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	140,000株 (注)1、2、6	140,000株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個あたり 400,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年1月1日 至 2022年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3. (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1)本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2)新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(3)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(4)各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5)行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。

(6)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。

(7)新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(8)その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. (1)当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当

社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

・ 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

・ 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

・ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

・ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

・ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6 . 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

	中間会計期末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2016年8月31日)
新株予約権の数	127個 (注)1	127個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	127,000株 (注)1、2、6	127,000株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個あたり 400,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年1月1日 至 2023年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3. (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1)本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2)新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。

ア．当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ．当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(3)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(4)各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5)行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。

(6)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。

(7)新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(8)その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. (1)当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当

社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

・ 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

・ 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

・ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

・ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

・ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6 . 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

	中間会計期末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2016年8月31日)
新株予約権の数	252個 (注)1	252個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	252,000株 (注)1、2、6	252,000株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個あたり 1,500,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2024年12月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 各本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1) 本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。

ア．当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ．当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。

(6) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。

(7) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(8) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5 (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当

社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

・ 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

・ 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

・ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

・ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

・ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6 . 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年6月30日	-	19,729,100	-	7,326,660	-	7,316,660

(6) 【大株主の状況】

2016年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ジャフコスーパーV3 共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	3,000,000	15.21
KISCO株式会社	東京都中央区日本橋本町 4 - 11 - 2	1,900,000	9.63
株式会社ゴールドウイン	東京都渋谷区松涛 2 - 20 - 6	1,875,000	9.50
関山 和秀	山形県鶴岡市	1,627,700	8.25
東京センチュリーリース株式会 社	東京都千代田区神田練堀町 3	1,562,500	7.92
YAMAGATA DESIGN株式会社	山形県鶴岡市覚岸寺字水上246 - 2	1,471,300	7.46
菅原 潤一	山形県東田川郡三川町	1,278,800	6.48
水谷 英也	山形県鶴岡市	1,028,900	5.22
ジャフコ・産学バイオインキュ ベーション投資事業有限責任組 合	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	750,000	3.80
株式会社平田牧場	山形県酒田市みずほ 2 - 17 - 8	650,000	3.29
計	-	15,144,200	76.76

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2016年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,729,100	197,291	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	19,729,100	-	-
総株主の議決権	-	197,291	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前期の有価証券報告書の提出日後、当連結中間会計期間において、役員（取締役及び執行役）の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2016年1月1日から2016年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(2016年1月1日から2016年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当中間連結会計期間 (2016年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,207,431	8,968,732
有価証券	500,000	-
その他	148,576	241,575
流動資産合計	9,856,007	9,210,307
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,908,754	² 1,585,415
機械装置及び運搬具（純額）	147,217	² 160,019
工具、器具及び備品（純額）	151,044	² 235,302
土地	2,371,327	2,371,327
建設仮勘定	376,364	655,355
有形固定資産合計	¹ 4,954,709	¹ 5,007,421
無形固定資産		
ソフトウェア	7,336	10,819
無形固定資産合計	7,336	10,819
投資その他の資産		
長期前払費用	68,203	59,880
投資その他の資産合計	68,203	59,880
固定資産合計	5,030,249	5,078,121
資産合計	14,886,256	14,288,428

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当中間連結会計期間 (2016年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	82,872	130,689
前受金	3 205,660	3 51,415
課徴金引当金	60,583	70,250
資産除去債務	682	682
その他	290,711	117,982
流動負債合計	640,510	371,019
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
長期預り金	4 934,673	4 934,673
繰延税金負債	78,367	73,457
資産除去債務	214,229	215,581
その他	113,226	106,250
固定負債合計	1,640,496	1,629,961
負債合計	2,281,006	2,000,981
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,326,660	7,326,660
資本剰余金	7,316,660	7,316,660
利益剰余金	2,685,223	3,007,303
株主資本合計	11,958,096	11,636,016
非支配株主持分	647,153	651,430
純資産合計	12,605,250	12,287,447
負債純資産合計	14,886,256	14,288,428

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)
営業収益	145,833	145,833
営業費用	¹ 856,736	¹ 889,015
営業損失()	710,903	743,182
営業外収益		
助成金収入	15,899	710,561
その他	2,510	8,499
営業外収益合計	18,410	719,061
営業外費用		
支払利息	-	598
株式交付費	3,354	-
持分法による投資損失	4,412	-
その他	-	2,200
営業外費用合計	7,767	2,798
経常損失()	700,260	26,920
特別損失		
固定資産圧縮損	-	² 284,094
課徴金引当金繰入額	³ 25,000	³ 9,666
特別損失合計	25,000	293,760
税金等調整前中間純損失()	725,260	320,680
法人税、住民税及び事業税	2,091	2,032
法人税等調整額	57,994	4,909
法人税等合計	60,086	2,877
中間純損失()	785,346	317,803
非支配株主に帰属する中間純損失()	50,511	4,276
親会社株主に帰属する中間純損失()	734,834	322,080

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)
中間純損失 ()	785,346	317,803
中間包括利益	785,346	317,803
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	734,834	322,080
非支配株主に係る中間包括利益	50,511	4,276

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計年度(自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	2,055,330	2,045,330	1,368,866	2,731,793	447,752	3,179,546
当中間期変動額						
新株の発行	479,250	479,250		958,500		958,500
親会社株主に帰属する 中間純損失()			734,834	734,834		734,834
持分法適用会社の 減少に伴う利益剰余金 増加高			9,950	9,950		9,950
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)				-	199,488	199,488
当中間期変動額合計	479,250	479,250	724,884	233,615	199,488	433,104
当中間期末残高	2,534,580	2,524,580	2,093,750	2,965,409	647,240	3,612,650

当中間連結会計年度(自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	7,326,660	7,316,660	2,685,223	11,958,096	647,153	12,605,250
当中間期変動額						
新株の発行				-		-
親会社株主に帰属する 中間純損失()			322,080	322,080		322,080
持分法適用会社の 減少に伴う利益剰余金 増加高				-		-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)				-	4,276	4,276
当中間期変動額合計	-	-	322,080	322,080	4,276	317,803
当中間期末残高	7,326,660	7,316,660	3,007,303	11,636,016	651,430	12,287,447

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 ()	725,260	320,680
減価償却費	122,855	164,434
株式交付費	3,354	-
助成金収入	15,899	710,561
支払利息	-	598
持分法による投資損益 (は益)	4,412	-
課徴金引当金の増減額 (は減少)	25,000	9,666
固定資産圧縮損	-	284,094
前渡金の増減額 (は増加)	134,054	36,989
未払金の増減額 (は減少)	57,369	30,898
前受金の増減額 (は減少)	154,245	154,245
資産除去債務の増減額 (は減少)	-	1,351
その他	165,270	75,777
小計	713,628	807,210
利息の受取額	197	7,772
利息の支払額	-	598
助成金の受取額	667,272	553,997
法人税等の支払額	2,419	4,855
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,579	250,894
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期性預金の解約による収入	-	3,000,000
有形固定資産の取得による支出	1,691,499	482,627
無形固定資産の取得による支出	260	5,177
関係会社株式の売却による収入	39,800	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,651,959	2,512,195
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	955,145	-
非支配株主からの払込みによる収入	250,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,205,145	-
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	495,393	2,261,300
現金及び現金同等物の期首残高	3,404,099	6,707,431
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 2,908,706	¹ 8,968,732

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 Xpiber株式会社

2．持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～38年

機械装置及び運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

長期前払費用

主に、支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

課徴金引当金

過年度の有価証券報告書の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか追わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(2016年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「2016年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当中間連結会計期間に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該償却方法の変更による当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準 第21号 2013年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準 第22号 2013年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準 第7号 2013年9月13日)等を当中間連結会計期間から適用し、中間純損失等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当中間連結会計期間 (2016年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	494,691	612,026

2 圧縮記帳額

当中間連結会計期間において、国庫補助金等受入により、284,094千円の圧縮記帳を行いました。なお、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (2015年6月30日)	当中間連結会計期間 (2016年6月30日)
建物及び構築物	-	278,123
機械装置及び運搬具	-	212
工具、器具及び備品	-	5,757
計	-	284,094

3 前受金

当社と小島プレス工業株式会社との間で締結した「包括的共同事業化に関する契約書」に基づき、同社から受領した対価のうちの収益未計上分であります。当契約の対価は、契約期間を通して均等按分しております。

4 長期預り金

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より交付を受けた助成金であります。この助成金は、2014年4月以降5年間に、助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合、助成金として交付された金額を限度として、NEDOが定める一定の算式に基づき算出された金額を納付する義務を当社が負うものであります。

(中間連結損益計算書関係)

- 1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

(単価：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2015年 1月 1日 至 2015年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2016年 1月 1日 至 2016年 6月30日)
給与諸手当	24,424	56,519
支払報酬	46,033	51,606
研究開発費	758,766	695,979
減価償却費	15,548	21,502

- 2 固定資産圧縮損の内容は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2015年 1月 1日 至 2015年 6月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2016年 1月 1日 至 2016年 6月30日)

国庫補助金等受入により、284,094千円の圧縮記帳を行っております。

- 3 課徴金引当金繰入額

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。各連結会計年度において発生した当該引当金繰入額は、課徴金の原因事象が各連結会計年度に帰属する部分を合理的に見積もった額であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2015年 1月 1日 至 2015年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2	13,100	13,725,900	-	13,739,000
合計	13,100	13,725,900	-	13,739,000

(注) 1. 当社は、2015年 2月12日付で普通株式 1株につき1,000株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加13,725,900株は、株式分割による増加13,086,900株、有償第三者割当による増加639,000株によるものであります。

当中間連結会計期間(自 2016年 1月 1日 至 2016年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,729,100	-	-	19,729,100
合計	19,729,100	-	-	19,729,100

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前中間連結会計期間(自 2015年 1月 1日 至 2015年 6月30日)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表の現金及び預金勘定は一致しております。

当中間連結会計期間(自 2016年 1月 1日 至 2016年 6月30日)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表の現金及び預金勘定は一致しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2015年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,207,431	9,207,431	-
(2) 有価証券	500,000	500,000	-
資産計	9,707,431	9,707,431	-
(1) 未払金	82,872	82,872	-
(2) 長期借入金	300,000	300,229	229
負債計	382,872	383,101	229

当中間連結会計期間(2016年6月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,968,732	8,968,732	-
資産計	8,968,732	8,968,732	-
(1) 未払金	130,689	130,689	-
(2) 長期借入金	300,000	304,486	4,486
負債計	430,689	435,176	4,486

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券は全て短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当中間連結会計期間 (2016年6月30日)
長期預り金	934,673	934,673

長期預り金は、NEDOからの助成金であり、一定の条件の下でNEDOへの返還義務を負うものであります。返還時期や返還額を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

試作研究棟（プロトタイピングスタジオ）の借地契約及び本社オフィス並びにラボエリアの不動産賃貸借契約に規定されている原状回復義務に基づく諸費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に、使用見込期間を取得から15年～38年と見積り、割引率は1.36%～1.595%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)
期首残高	39,977	214,911
有形固定資産の取得に伴う増加額	199,115	-
時の経過による調整額	2,421	1,351
資産除去債務履行による減少額	2,160	-
見積りの変更による増減額（は減少）	24,442	-
中間期末（期末）残高	214,911	216,263

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)

1．製品及びサービスごとの情報

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
小島プレス工業(株)	145,833	構造タンパク質事業

当中間連結会計期間(自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)

1．製品及びサービスごとの情報

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
小島プレス工業(株)	145,833	構造タンパク質事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年12月31日)	当中間連結会計期間 (2016年6月30日)
1株当たり純資産額	606.11円	589.79円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	12,605,250	12,287,447
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	647,153	651,430
(うち非支配株主持分(千円))	647,153	651,430
普通株式に係る中間期末(期末)純資産の部の合計額 (千円)	11,958,096	11,636,016
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(株)	19,729,100	19,729,100

1株当たり中間純損失の金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)
1株当たり中間純損失()	54.56円	16.33円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	734,834	322,080
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 ()(千円)	734,834	322,080
普通株式の期中平均株式数(株)	13,467,160	19,729,100

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当中間会計期間 (2016年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,995,069	8,749,773
有価証券	500,000	-
原材料及び貯蔵品	1,660	1,660
前渡金	6,495	43,484
前払費用	17,173	31,762
未収入金	3,521	4,078
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1 300,000	-
立替金	1 91,949	1 136,803
その他	23,897	23,602
流動資産合計	9,939,766	8,991,166
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	200,828	206,245
構築物（純額）	119,618	105,340
機械及び装置（純額）	145,221	153,075
車両運搬具（純額）	895	6,234
工具、器具及び備品（純額）	121,091	214,495
土地	2,371,327	2,371,327
建設仮勘定	376,364	655,355
有形固定資産合計	3,335,348	3,712,074
無形固定資産		
ソフトウェア	7,336	10,819
無形固定資産合計	7,336	10,819
投資その他の資産		
関係会社株式	699,990	699,990
長期前払費用	68,203	59,880
投資その他の資産合計	768,193	759,870
固定資産合計	4,110,878	4,482,764
資産合計	14,050,645	13,473,930

(単位：千円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当中間会計期間 (2016年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1 97,147	1 170,425
未払費用	9,382	10,392
未払法人税等	28,017	16,583
前受金	2 205,660	2 51,415
預り金	200,445	41,737
前受収益	46,351	44,455
資産除去債務	682	682
課徴金引当金	3 60,583	3 70,250
流動負債合計	648,269	405,941
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
長期預り金	4 934,673	4 934,673
長期前受収益	113,226	106,250
繰延税金負債	19,292	18,048
資産除去債務	24,232	24,422
固定負債合計	1,391,424	1,383,394
負債合計	2,039,694	1,789,336
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,326,660	7,326,660
資本剰余金		
資本準備金	7,316,660	7,316,660
資本剰余金合計	7,316,660	7,316,660
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	110,628	91,004
繰越利益剰余金	2,742,997	3,049,730
利益剰余金合計	2,632,369	2,958,725
株主資本合計	12,010,950	11,684,594
純資産合計	12,010,950	11,684,594
負債純資産合計	14,050,645	13,473,930

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)
営業収益		
契約金収入	145,833	145,833
営業収益合計	145,833	145,833
営業費用		
販売費及び一般管理費	1 825,838	1 880,656
営業費用合計	825,838	880,656
営業損失 ()	680,005	734,822
営業外収益		
受取利息	2,178	8,333
助成金収入	15,899	410,561
業務受託収入	6,000	1,200
その他	2,313	1,533
営業外収益合計	26,391	421,628
営業外費用		
支払利息	-	598
株式交付費	3,354	-
その他	-	2,200
営業外費用合計	3,354	2,799
経常損失 ()	656,968	315,993
特別損失		
課徴金引当金繰入額	2 25,000	2 9,666
特別損失合計	25,000	9,666
税引前中間純損失 ()	681,968	325,660
法人税、住民税及び事業税	1,939	1,939
法人税等調整額	4,001	1,243
法人税等合計	2,061	696
中間純損失 ()	679,907	326,356

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,055,330	2,045,330	2,045,330	185,344	1,546,414	1,361,070	2,739,589	2,739,589
当中間期変動額								
新株の発行	479,250	479,250	479,250				958,500	958,500
圧縮積立金の取崩				30,750	30,750	-	-	-
中間純損失（　）					679,907	679,907	679,907	679,907
当中間期変動額合計	479,250	479,250	479,250	30,750	649,156	679,907	278,592	278,592
当中間期末残高	2,534,580	2,524,580	2,524,580	154,593	2,195,571	2,040,977	3,018,182	3,018,182

当中間会計期間(自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	7,326,660	7,316,660	7,316,660	110,628	2,742,997	2,632,369	12,010,950	12,010,950
当中間期変動額								
新株の発行			-				-	-
圧縮積立金の取崩				19,623	19,623	-	-	-
中間純損失（ ）					326,356	326,356	326,356	326,356
当中間期変動額合計	-	-	-	19,623	306,733	326,356	326,356	326,356
当中間期末残高	7,326,660	7,316,660	7,316,660	91,004	3,049,730	2,958,725	11,684,594	11,684,594

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式は、移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～38年
構築物	7～30年
機械及び装置	4～7年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
-------------	------

(3) 長期前払費用

主に、支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

4．引当金の計上基準

課徴金引当金

過年度の有価証券報告書の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(2016年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「2016年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当中間会計期間に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該償却方法の変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(中間貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当中間会計期間 (2016年 6 月30日)
短期金銭債権	300,847	1,690
短期金銭債務	15,879	46,270

- 2 前受金

当社と小島プレス工業株式会社との間で締結した「包括的共同事業化に関する契約書」に基づき、同社から受領した対価のうちの収益未計上分であります。当契約の対価は、契約期間を通して均等按分しております。

- 3 課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

- 4 長期預り金

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）より交付を受けた助成金であります。この助成金は、2014年4月以降5年間に、助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合、助成金として交付された金額を限度として、NEDOが定める一定の算式に基づき算出された金額を納付する義務を当社が負うものであります。

(中間損益計算書関係)

- 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2016年 1 月 1 日 至 2016年 6 月30日)
有形固定資産	102,555	122,820
無形固定資産	205	1,693

- 2 課徴金引当金繰入額

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。各事業年度において発生した当該引当金繰入額は、課徴金の原因事象が各事業年度に帰属する部分を合理的に見積もった額であります。

(有価証券関係)

子会社及株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2015年12月31日)	当中間会計期間 (2016年 6 月30日)
子会社株式	699,990	699,990
計	699,990	699,990

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

提出日	提出先	提出事由
2019年11月26日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2019年12月25日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2019年12月25日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年1月29日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年2月28日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号
2020年3月30日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号

(2) 臨時報告書の訂正報告書

提出日	提出先	提出事由
2019年12月3日	東北財務局長	2019年11月26日提出の臨時報告書（募集によらないで取得される有価証券の発行）に係る訂正報告書
2020年1月29日	東北財務局長	2019年12月25日提出の臨時報告書（募集によらないで取得される有価証券の発行）に係る訂正報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年3月31日

Spiber株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 久依
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 博久
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSpiber株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2016年1月1日から2016年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、Spiber株式会社及び連結子会社の2016年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2016年1月1日から2016年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年3月31日

Spiber株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 久依
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 博久
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSpiber株式会社の2016年1月1日から2016年6月30日までの第10期事業年度の中間会計期間（2016年1月1日から2016年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Spiber株式会社の2016年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2016年1月1日から2016年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。